

笠井委員

日本共産党の笠井亮です。障害者自立支援法が、いよいよ四月一日から実施、施行となります。障害者が必要とするサービスを益として、従来の応能負担から、定率一割の利用料を負担しなければならなくなる。障害者医療についても同様であります。

私も、昨年、法案審議のときに厚生労働委員会でもこの根本問題を指摘してまいりましたが、政府は、限りなく応能負担に近づける、そしてサービスは低下させないと繰り返してこられました。今、実施を目前にして、全国各地で、懸念されていた事態が起っております。

例えば北海道の旭川市の通所授産施設では、障害のある利用者から退所の申し出が相次いでいる。身体障害者通所授産施設では、八十人中十五人が通所を断念、知的障害者授産施設・通所更生施設では、百七十九人中十五人が既に退所の意向だといいます。東京の東大和市の小規模作業所でも、これまでもここではお昼代は独自に徴収していたんだけど、新たな負担増は約一万円ということで、ゼロから一万円というのは非常に大きいと。しかも、工賃は四千元から八千元程度で、仕事をして、結局利用料も稼げないといいますか、そういう状況だ。これでは通所できない、あるいは回数を半分に減らざるを得ないという痛切な声が上がっております。

総理、伺いたいんですが、政府の立場からしてもこういう事態が起きてはいけないというふうに思うんですけども、どういうふうにお感じか、端的にお答えいただきたいと思います。総理。

川崎国務大臣

昨年の法案の審議でもいろいろ御議論いただき、附帯決議もいただき、そして今、法施行に向かいます。さまざまな努力をいたしているところでございます。

一方で、まだまだこの制度を知らない、よく御理解いただいていないということからいろいろな問題が生じる。したがって、方針を決めましたので、これから各地域に厚生労働の担当者が出向きまして、また、さまざまな形、インターネットを通じ、国民の皆さん方に正しい御理解が得られるよう努力してまいりたいと思っております。

特に利用者負担の見直しに当たっては、障害者等の家計に与える影響を十分に考慮して月ごとの負担上限額を設定する、収入、預貯金の状況に応じて個別に減免するなど、きめ細かな負担軽減措置を講じております。

具体的に申し上げますと、今ございました通所施設やホームヘルプサービスを利用して在宅で暮らす方については、社会福祉法人減免により、定率負担の月額負担上限額が半額となるよう負担を軽減いたしております。また、新たに食事等の御負担をいただくことになる入所施設の方については、食費等の負担をしても、少なくとも手元に二万五千元が残るよう負担を軽減いたしております。また、グループホーム、入所施設で暮らす方で、資産が少ないなど負担能力が少ない方については、月額六万六千円までの収入の方は定率負担をゼロとする、過大な負担とならないよう月額上限額を設定する等さまざまな措置をしておりますので、正しく御理解をいただけるよう推進してまいりたいと思っております。

笠井委員

今説明ありましたけれども、この制度について理解して、しかも負担軽減措置があったとしても実際には行けなくなる、だから断念するという方が出ているんですよ。そういう実態があるということをやちゃんと受けとめなきゃいけないと思います。

健常な人にとっては当たり前のような、食事とかあるいはトイレ、入浴にもさまざまな介助やサービスが必要だ。社会参加や自立、就労にもサービスが必要で、それがなければ生活できないという人がいて、重い負担ゆえに、生きるために必要な最低限のサービスを受けられない。現実にもそういうことが、制度を理解した人の中でもあるということでもあります。

大臣、そこで、ひとつははっきり言っていたきたいんですが、私のところにも、先ほど紹介したよりもたくさん事例があります。大変に実際にこれで困る、サービスを受けることを断念せざるを得ない、あるいは減らさざるを得ないと。この法律が実施されたがゆえの悲劇やあるいは新たな引きこもりが起こるようなことがあっちゃいけないと思うんです。

四月からの新法実施を前にして、緊急に実態をつかむ、あるいは調査する、このことぐらいはきちっと約束していただきたいと思うんですが、いかがですか。

川崎国務大臣

基本的に、先ほど申し上げましたように方針を決めました。したがって、これから、地方自治体、福祉関係者、個人の方々には説明をする段階でございますから、各所に担当者が参ることになる。その中において、さまざまな問題があれば、聞き取りをしながら進めてまいります。

いずれにせよ、御理解いただくように努力をしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

笠井委員

障害者の実態をぜひ厚生労働省は理解しなきゃいけないと私は思います。通所できない、それから昼御飯が食べられないでは、障害者の生活はめちゃくちゃになる。国の法律によって、自立ができなくても仕方がないとあきらめさせられようとしていることに腹が立つ、これが心底からの障害者の皆さんの声で、怒りです。そこを最大限聞いて、真摯に受けとめる、どうしたらいいかということを考えてこそ政治だというふうに私は思います。

法律は成立しましたが、国や自治体、この中には、やはり、憲法二十五条を保障する、障害者が人間らしく生きる権利を守る責任があることは明白です。

例えば通所の場合などでも、現在、利用者の九五％が無料ですけれども、平均で月一千円から、今度は一万九千円へと十九倍もの値上げになる。これに対し、自治体としても、横浜市、京都市、東京の荒川区などで独自の負担軽減措置をとって、障害者の人権を守るための努力が始まっております。

厚生労働大臣、我が党は応益負担の撤回を求めておりますけれども、しかし、国として、少なくとも、重い利用料負担のためにサービスが受けられなくなる事態、これが起きないように、負担上限額を見直すなど、今後さらに減免策を拡充すべきじゃないかと思うんですが、そういう点での前向きな御答弁をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

川崎国務大臣

昨年来の、法律成立時でのさまざまな御意見それから附帯決議を賜りました。それに沿いながら三月一日に基本的な方針を決めさせていただきましたので、それを徹底していくのが一番大きな課題であろう。そして、多くの皆さん方に御理解をいただく。今から、方針を決めたことをあすから変えるという御趣旨は……（笠井委員「いや、今後の話です」と呼ぶ）ですから、今決めたところですから、昨年、法案の審議があり、附帯決議をいただいて決めたことですから、どうぞ、この周知徹底、全力を挙げますので、御理解をお願い申し上げます。

笠井委員

実態をきちっとつかんだ上で、さらに問題があれば今後そういう努力するぐらいのことは障害者の皆さんに言えないんですか。大臣、いかがですか。

川崎国務大臣

今までの制度があり、これについてはいろいろな御指摘があり、そして国会で御審議いただいた法律が通り、しかし、それでも御心配だという中から多くの附帯決議がついて、そしてこの形でやりなさいと御指示をいただいた中で、法律にのっとりながら、また、国会の意思に沿いながら、私ども、作業を進めさせていただいている。そして、一番大事なことは多くの皆さん方に御理解をいただくことでもありますので、丁寧にやってまいります。

#### 笠井委員

実際に障害者の皆さんが、知れば知るほど理解できないし、これじゃやっていけないという声を上げているんです。

総理、最後に伺いますけれども、今度の法律で一割負担の対象者になる障害者は全国で約五百八十八万人、家族含めたら二千万人を超す大きな影響を与える問題です。格差社会ということが言われている。そういう中でも障害者の皆さんは、それでなくても格差と差別という問題に直面しながら、本当に苦労されてきた。お金がないことで、自立も社会参加も必要なサービスも受けられない、こんなことを政治がつくっちゃいけないと思うんですが、その点では総理はそうだというふうにおっしゃっていただきたいんですが、いかがですか。

#### 小泉内閣総理大臣

制度を変えたわけでありますので、制度で変えた点について不安に感ずる方もおられると思います。そういう審議が行われて新しい制度になった。そして、これから施行されるわけであります、四月から。そういう中で、この審議の経過も踏まえて、もしこの審議の中での点についての、法案ではまだ十分ではないからということで附帯決議もついております。

そういう点も含めて、このように制度が変わった、負担できない方についてはきちんと減免措置もとっているということを御理解を得るように努力して、そして、実施に当たって、ある期間たてば、どういう点が問題なのかというのがわかってきます。そういう点についてわかってきて、こういう点が問題だという時点でまたしかるべき対応をとるのが筋で、まだ実施していない段階で、決めたものをすぐ変えるというのはちょっと早いのではないかなと思っております。

笠井委員 既に問題点が出てきている。やはり、福祉も金次第というような、世界に恥ずべきことを絶対してはいけないということを申し上げて、終わります。